令和７年２月１９日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和６年(行コ)第１８９号 不認定処分取消請求控訴事件（原審・東京地方裁判所令和４年(行ウ)第５２９号）

主　　文

１　本件控訴を棄却する。

２　控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第１　控訴の趣旨

１　原判決を取り消す。

２　厚生労働大臣が令和３年６月１５日付けで控訴人に対してした、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律による補償金の支給の権利を認定しないこととする旨の処分を取り消す。

第２　事案の概要

１　本件は、ハンセン病元患者の孫である控訴人が、厚生労働大臣に対し、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（以下「補償法」という。）に基づく補償金の支給を請求したが、同大臣から補償金の支給の権利を認定しないこととする旨の処分を受けたため、控訴人が同処分の取消しを求めた事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したため、控訴人がこれを不服として本件控訴を提起した。

２　補償法の定め、前提事実、争点及び当事者の主張は、原判決を次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第２　事案の概要等」の１ないし３に記載されたとおりであるから、これを引用する。

⑴　原判決２頁１１行目の「別紙１」を「原判決別紙１」に改める（以下、引用する原判決において「別紙」とあるのをいずれも「原判決別紙」と読み替える。）。

⑵　原判決８頁８行目から同９頁４行目までを次のとおり改める。

「イ　民法７２１条は、胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす旨を定めているところ、最高裁平成１７年（受）第１７５１号同１８年３月２８日第三小法廷判決・民集６０巻３号８７５頁（以下「最高裁平成１８年判決」という。）は、自家用自動車総合保険契約の記名被保険者の子が、胎児であった時に発生した交通事故により出生後に傷害を生じ、その結果、後遺障害が残存した場合には、当該子又はその父母は、当該傷害及び後遺障害によってそれぞれが被った損害について、同契約の無保険車傷害条項が被保険者として定める「記名被保険者の同居の親族」に生じた傷害及び後遺障害による損害に準ずるものとして、同条項に基づく保険金の請求をすることができる旨判示している。

最高裁平成１８年判決は、無保険車傷害条項による保険金は、法律上損害賠償の請求権があるが、相手方自動車が無保険自動車であって、十分な損害のてん補を受けることができないおそれがある場合に支払われるものであって、賠償義務者に代わって損害をてん補するという性格（責任保険的な性格）を有していると解した。そして、同契約の無保険車傷害条項においては、その請求の要件として、被害者と同居していた親族であることが求められているところ、胎児がその要件を満たすかどうかについて何ら明文の規定がなかったにもかかわらず、上記契約の法的性質が責任保険的な性格であることを根拠として、その適用場面における契約当事者の合理的意思解釈のもと、民法７２１条の法意に基づいて、胎児が同居の親族という要件を充足するとの判断を示し、当事者の合理的意思解釈として、賠償義務者が賠償義務を負う損害は全て保険金によるてん補の対象となるという結論を導いたものであり、この考え方は本件にも同様に当てはまる。

ウ　上記のとおり、補償法による補償金は損害賠償としての性質を有するところ、補償法の立法者は、国が賠償義務を負う損害については全て補償法による補償金の対象となるという意思を有していたものというべきであるから、民法７２１条の法意及び最高裁平成１８年判決の論旨によれば、胎児はハンセン病元患者と「同居」していたものとして、補償金の支給対象となるというべきである。」

⑶　原判決９頁１５行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「⑶　控訴人は、ハンセン病元患者の孫であり、元患者の入所よりも出生がわずか１０日後であったにすぎないから、少なくとも家族関係形成被害を直接に受けており、また、偏見差別され得る地位に置かれ続けていたものであって、元患者と出生後の時期に同居した事実のある他の元患者の孫と比較しても、その被害において何ら異なるところはない。また、補償法施行規則２条１号は、民法上孫とは認められない、ハンセン病元患者の事実婚配偶者の二親等の血族も支給の対象としているところ、民法において、損害賠償や相続に関して出生しているとみなされ法的に孫である控訴人が、支給の対象外とされるような解釈は、合理的な理由なくして不平等な取扱いを許容するものであり、憲法１４条に違反する。」

⑷　原判決１０頁２０行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「⑶　控訴人は、母の胎内にあった際に母がハンセン病元患者と同居していたにとどまり、出生後に同居した事実はないから、補償法が元患者の孫について同居要件を設けた趣旨に照らし、元患者と同居した事実のある孫と異なり補償金の支給が認められないことが、合理的な理由のない不平等な取扱いとはいえない。」

第３　当裁判所の判断

１　当裁判所も、控訴人の請求を棄却するのが相当であると判断する。その理由

は、以下のとおりである。

２　ハンセン病元患者と同居していた妊婦の胎内にあった胎児と同居要件

⑴　前提事実⑴のとおり、補償法は、ハンセン病家族訴訟判決がハンセン病元患者家族らの損害賠償請求を認めたことを受けて、当時の内閣総理大臣が、同判決に対して控訴を行わずに補償の措置を講ずる旨の内閣総理大臣談話を発表したことから、厚生労働省と原告団及び弁護団との間の実務家協議、ワーキングチームによる骨子案の取りまとめ並びに国会での審議を経て、公布及び施行されたものである。

すなわち、ハンセン病家族訴訟判決は、①差別を受ける地位に置かれたことにより具体的な差別体験を受けた者に対して慰謝料として３０万円を認めるとともに、②家族であるハンセン病元患者が入所したことにより同人との家族関係の形成を阻害されることによって生じた損害について、昭和３５年以降に、入所者が親子及び配偶者であった原告らについては慰謝料として１００万円を、入所者に親子又は配偶者がおらず兄弟姉妹のみであった原告らについては慰謝料として２０万円をそれぞれ認めたものである。そして、被控訴人は、当時の内閣総理大臣が、「ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し」、「できる限り早期に解決を図るため」、同判決について「敢えて控訴を行わない旨の決定」をしたとし、併せて「確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、このための検討を早急に開始」することなどの談話を発表するなどした。その上で、同発表等を受けて、厚生労働省と原告団及び弁護団との間の実務家協議、ワーキングチームによる骨子案の取りまとめ並びに国会での審議を経て、補償法が公布及び施行された。

補償法のこのような制定経緯に加え、補償法に、国会及び政府において深くおわびする旨の表明（前文）や、補償金はハンセン病元患者家族がこれま

でに被った精神的苦痛を慰謝するためのものである旨の定め（前文、１条）、既に損害賠償等がされた場合にはその価額の限度で補償金は支給されない旨の定め（８条）があることなどからすると、少なくとも上記判決で損害賠償請求権があることが認められた部分と共通する部分については、政府として控訴を行わなかった点において損害賠償請求権の存在を否定するものとはみられないから、補償法に基づく補償金の支給も、この限りにおいては、ハンセン病元患者家族が受けた精神的苦痛を慰謝し、その被害を救済するとの点において、損害賠償と重なり合うものということができる。

しかしながら、ハンセン病家族訴訟判決は、上記②の点について、ハンセン病元患者の孫を含め、入所した元患者の親子、配偶者又は兄弟姉妹以外の者については損害賠償請求を認めなかったものであるが、これは、一般に、孫と祖父母との関係について見れば、祖父母との家族としての交流を阻害されたとしても人格形成への影響等の被害が生じるとまではいえないことに照らし、元患者が入所したことによって共通の権利侵害が生じたとまではいえないなどと判断したものと解される。これに対し、補償法においては、孫等についても同居要件を設けた上で補償金の支給対象とすることとされたところ、その趣旨については、孫やおい・めい等は、親子、配偶者及び兄弟姉妹と比較して、ハンセン病元患者との関係が遠いものの、元患者と同居していた場合には、親子等と同じく偏見差別による精神的苦痛を受けた可能性が高いと考えられると説明されている。そして、補償法は、①ハンセン病元患者がハンセン病を発病した時からおおらい予防法が廃止されるまでの間に補償法２条２項各号のいずれかに該当したことがあり、補償法の施行日（令和元年１１月２２日）において生存している者のみが「ハンセン病元患者家族」に当たるものとして、補償金の支給対象とする（補償法３条）、②補償法４条各号に掲げるハンセン病元患者家族の区分に応じ、定額の補償金を支給する、③補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、厚生労働大臣が当該支

給を受ける権利を認定した者に対して補償金を支給するものとし（補償法９条１項）、この請求は、補償法の施行日から起算して５年を経過したときは、することができないものとする（同条２項）など、補償金の支給対象、補償金の額、補償金の支給に係る手続等を定めている。また、補償金の支給対象に係る上記の定めによれば、補償法は、補償法２条２項各号のいずれかに該当したことがある者が補償法の施行日に死亡していた場合、その者の相続人が補償金の支給を受ける権利を相続することにはしていないものと解され、さらに、補償法には、同項各号のいずれかに該当したことがある者が、補償法の施行日以後、補償金の支給を請求せずに死亡した場合、その遺族において補償金の支給を請求することはできないことを前提とした規定（補償法１０条）もある。

以上のような補償法の制定経緯や各規定の定め方を踏まえると、ハンセン病元患者の孫については、ハンセン病家族訴訟判決において損害賠償請求権を認められておらず、当時の内閣総理大臣の談話においても「訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずる」こととされ、補償金の支給対象者の範囲を、損害賠償請求権を認められた者と同等の者のみを対象者に限定することなく、より広い範囲に定めたものである上、補償法の規定に損害賠償と異なる考え方で定められた各規定が存することなどに照らすと、補償法による補償金の支給は、上記のとおり損害賠償と重なり合う部分があるとしても、全体としてハンセン病元患者家族に関する政策的考慮に基づいて行われる特別な補償であると解するのが相当である。

⑵　一般に法律で補償金、一時金等の支給を定める場合は、行政事務の公平性、迅速性等を確保するとの観点から、補償金等の支給の対象となる者の範囲を含め、その要件については法令により明確に定めるべきものである。このことに加え、上記⑴で説示した補償法の各規定をも併せ考慮すれば、立法者は、対象範囲に係る規定についても、一定の基準に基づき、定額の補償金の支給

対象となる者の外延を明確化する意図をもって制定したものとみるのが相当であるところ、補償法には、胎児の権利能力を認める旨の民法７２１条のような規定や、ハンセン病元患者と同居していた妊婦の胎内にあった胎児を補償金の支給対象とする旨の規定は設けられていない。また、補償法の制定経緯（前提事実⑴）をみても、ハンセン病元患者と同居する妊婦がいる場合に、その胎内にあった胎児を補償金の支給対象とすべきであるかどうか、胎児を補償金の支給対象とする場合には、元患者と同居する者が元患者との同居中に懐胎していたかどうかをどのように判断すべきかなどの議論がされた形跡はない。そうすると、補償法の立法者において、ハンセン病元患者と同居する妊婦の胎内にあった胎児について、同居要件を充足するものとして補償金の支給対象とする旨の意思を有していたとは認められないというべきである。

控訴人が指摘する最高裁平成１８年判決は、無保険車傷害条項に基づいて支払われる保険金は、法律上損害賠償の請求権があるが、相手自動車が無保険自動車であって、十分な損害のてん補を受けることができないおそれがある場合に支払われるものであって、賠償義務者に代わって損害をてん補するという性格を有するものというべきであるから、無保険車傷害条項を約款に含む保険契約は、賠償義務者が賠償義務を負う損害は全て保険金によるてん補の対象となるとの意思で締結されたものと解するのが相当である旨判示している。これに対し、補償法は、上記⑴で説示したとおり、政策的考慮に基づいて行われる特別な補償であると解されるのであって、少なくとも本件に関する限り損害賠償の性格を有するものといえないのであるから、この点に関する控訴人の主張は前提を異にするものといわざるを得ない。したがって、最高裁平成１８年判決は、控訴人が指摘するとおり、胎児である間に受けた不法行為によって出生後に傷害が生じ、後遺障害が残存した場合に、それらによる損害について、記名被保険者の「同居の親族」に生じた傷害等による損害に準ずるものと判示したものではあるが、この点を踏まえても、本

件とは、事案を異にするものといわざるを得ない。

以上によれば、ハンセン病元患者と同居していた妊婦の胎内にあった胎児について、当該元患者と「同居」していたということはできない。

3　同居要件が設けられた趣旨に基づく控訴人の主張について

⑴　控訴人は、同居要件が設けられた趣旨からすれば、控訴人は同居要件を充足する旨主張する。

⑵　上記２⑴で説示したとおり、補償法が孫等について同居要件を設けた趣旨は、孫等は、配偶者、親、子及び兄弟姉妹と比較して、ハンセン病元患者との関係は遠いものの、元患者と同居していた場合には、偏見差別による精神的苦痛を受けた可能性が高いと考えられることにあるものと解される。

控訴人の陳述書（甲６）によれば、①●●●がＡに入所した際、●●●夫婦と控訴人の両親及び兄が居住していた自宅は徹底的に消毒され、当時控訴人を懐胎していた●●は、近隣住民から控訴人を堕胎してはどうかと言われたこと、②●●●がハンセン病を発病したことが近隣に知れ渡ったため、控訴人一家は転居を余儀なくされたこと、③控訴人一家を養っていた●●●が入所したため、控訴人一家は経済的に困窮し、そのために控訴人は養子に出され、両親及び兄から引き離されることになったこと、④控訴人は、●●●に会ったことがなく、●●●が亡くなった後、３７歳の頃になって、祖母から●●●がハンセン病を発病したことを聞かされたこと、以上の各事実が認められる。これらの各事実に加え、●●●がハンセン病を発病したことを知っていたのが限られた親族のみであったことをも考慮すれば、ハンセン病元患者家族として差別を受ける地位に置かれ得たものといえるとしても、●●●の入所の１０日後に出生した控訴人が、上記の時期までの間にハンセン病元患者家族として実際に差別を受けたという認識はなかったとみられるところである。

そして、補償法の立法者は、一定の基準に基づき、定額の補償金の支給対

象となる者の外延を明確化することを意図していたものと解されること、また、補償法の立法者が、ハンセン病元患者と同居する妊婦の胎内にあった胎児について、同居要件を充足するものとして補償金の支給対象とする旨の意思を有していたものとは認められないことは、上記１⑵で説示したとおりである。このような立法者の意思を踏まえて、上記２⑴で掲げた補償法の各規定振りをみれば、補償法は、補償金の支給を請求した個々人について、差別を受ける地位に置かれ得たかどうか等を個別に判断して、その支給の可否を判定するということは想定していないものといわざるを得ない。

⑶ したがって、同居要件が設けられた趣旨から、控訴人が同居要件を充足すると認めるべきである旨をいう控訴人の主張は、いずれにしても採用することができない。

４　憲法１４条違反に関する控訴人の主張について

控訴人は、ハンセン病元患者の孫である控訴人が、元患者と出生後の時期に同居した事実のある他の元患者の孫と、その被害において何ら異なるところはない上、補償法施行規則２条１号は、民法上孫とは認められない者も支給の対象としていることからすれば、民法上の孫である控訴人が支給の対象外とされるような解釈は、憲法１４条に違反する旨を主張する。

しかしながら、既に説示したとおり、補償法が、入所したハンセン病元患者の孫等について同居要件を設けた上で補償金の支給対象としたのは、孫等は、親子、配偶者及び兄弟姉妹と比較して、元患者との関係が遠いものの、元患者と同居していた場合には、親子等と同じく偏見差別による精神的苦痛を受けた可能性が高いと考えられたためであるところ、控訴人は、母の胎内にあった際に母が元患者と同居していたにとどまり、出生後に実際に同居していたという事実はないのであって、補償法に定められた同居要件を充足しないことになる以上、元患者と実際に同居した事実のある孫と異なり補償金の支給が認められないことが、合理的な理由のない不平等な取扱いとはいえない。また、補償法

が同居要件を設けた上記の趣旨に照らせば、民法上孫とは認められないとしても同居要件を充足するハンセン病元患者の事実婚配偶者の二親等の血族との比較において、同居要件を充足しない民法上の孫が補償金の支給対象外とされることが合理的な理由のない不平等な取扱いということもできない。

５　まとめ

以上のとおり、ハンセン病元患者と同居していた妊婦の胎内にあった胎児について、当該ハンセン病元患者と「同居」していたということはできない。

そして、控訴人は、●●●がＡに入所した１０日後に出生しているのであり、●●●と実際に同居したことはないのであるから、補償法２条２項５号にいう「当該ハンセン病元患者と同居しているもの」に該当するとはいえない。

したがって、控訴人による補償金の支給の請求について、補償法２条２項の要件に該当するとは認められないとした本件処分は、適法である。

第４　結論

以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第２３民事部

裁判長裁判官　　舘　　内　　比　佐　志

裁判官　　渡　　邉　　和　　義

裁判官　　富　　澤　　賢　一　郎